

地域で支える居住支援の あり方について考える

11.28 

時間 14:00 - 16:30

会場 男女共同参画センター・ムーブ
大セミナーホール
(北九州市小倉北区大手町1 1-4)

※オンラインでの開催はありません。

参加費
無料

定員
100名

< 基調講演 演者 >



国土交通省 住宅局
安心居住推進課 課長

たなか ともり

田中規倫 氏

1999年厚生省に入省。

雇用保険、保育等の担当課の勤務を経て、三重県社会福祉室長・子育て支援課長、老健局総務課認知症施策推進室長、社会・援護局福祉基盤課長、同地域福祉課長を歴任。

2025年7月に現職。本年10月に施行した改正住宅セーフティネット法担当。

< パネリスト >

田中 規倫 氏

宮地 弘行氏 (一般社団法人 北九州未来づくりラボ 理事長)

藤尾 直彦氏 (北九州市 都市整備局 住宅部 住宅計画課 課長)

吉見 安香里氏 (中間市 居住支援協議会 事務局)

奥山 希 (北九州市 住まい支援センター)

※コーディネーター

奥田 知志 (北九州市居住支援法人連絡協議会 会長、中間市居住支援協議会 副会長、特定非営利活動法人 抱樸 理事長)

14:00 開会挨拶

14:05 基調講演

テーマ:

「住宅セーフティネット制度改正と居住サポート住宅」

14:35 活動報告 (北九州市、中間市)

14:55 休憩

15:05 パネルディスカッション

テーマ:

「北九州市・中間市の居住支援のあり方について考える」

16:15 質疑応答

16:25 閉会挨拶

16:30 終了

申込方法 ▶ QRコードを読み込みフォームを入力してください

申込期限 ▶ 11月19日(水)

問合わせ ▶ 北九州市住まい支援センター
(特定非営利活動法人 抱樸) ☎ 090-1845-3927 (担当: 奥山)



開催趣旨

2025年10月8日
特定非営利活動法人 抱樸

2025年度より、新たな住宅セーフティネット制度と生活困窮者自立支援制度がはじまり、これまで以上に居住支援が強化されております。

住宅セーフティネット法等の改正では、

- 1) 大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備として、賃貸借契約が継続されない仕組みの推進、残置物処理に困らない仕組みの普及、家賃の滞納に困らない仕組みの創設
- 2) 居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の供給促進
- 3) 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

の3つを柱として、住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できる環境の整備を推進することとされています。

生活困窮者自立支援制度では、自立相談事業に「住まい相談支援員」を配置することが推奨され、また従来の「一時生活支援事業（シェルター事業）」を「居住支援事業」とし、努力義務化されています。このように住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が求められています。

この度、国土交通省安心居住推進課課長：田中規倫氏をお招きし、「住宅セーフティネット制度改正と居住サポート住宅」をテーマにご講演いただきます。

また、北九州市と中間市、ともに隣接する自治体における生活困窮者支援や居住支援の現状と課題についての報告を行い、その後パネラーと会場参加者で、ともに北九州市、中間市の居住支援の在り方について考えるパネルディスカッションを行います。

パネラーには、田中課長のほか、北九州市で居住支援法人として活動する北九州未来ラボづくり理事長：宮地弘行氏、北九州市居住支援協議会事務局を担当する住宅計画課課長：藤尾直彦氏、中間市居住支援協議会事務局を担当する中間市市民生活相談センター：吉見安香里氏、北九州市住まい支援センター(北九州市委託事業)相談員：奥山希が登壇いたします。

また進行は両市の居住支援協議会の構成員であるNPO法人抱樸理事長：奥田知志が務めます。

これからの北九州市、中間市で居住支援が強化され、両市の活性化につながる機会になると思っています。

ぜひともご参加よろしくお願いいたします。